

今週のトピックス

税務・会計

個人住民税の住宅ローン控除制度

本年度より、所得税から住民税へのいわゆる税源移譲に伴う税額変動が生じているのは周知のところ。これに伴って平成11年から18年までの間に所得税の住宅ローン減税の適用を受けたサラリーマン等については、本来控除されるはずだった分の所得税分が大幅に減少されてしまうケースもあります。そこで、こうした事態を避けるために地方税では対象者の申告によって本来所得税から控除されるはずだった分の税額を住民税から控除する特例が設けられています。但し、この特例を受けるためには、住宅ローン控除の適用を受けたサラリーマン等本人が源泉徴収票摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」に金額があることを確認し、住民税用の住宅借入金等特別税額控除申告書を入手しなければなりません。なお、住民税減税を受けるためには、毎年申告が必要になります。

超過利息の戻りは？

利息制限法以上の利息を支払っていた場合、返還請求訴訟により過払い分の利息の返還が受けられます。この場合払い過ぎた利息が戻ってきたので所得税は課税されません。ただ、利息がついている場合は支払いを受けた日の属する年の雑所得となります。

経営

『企業体質の強化方法と銀行交渉のポイント』

小規模企業の資金調達環境は依然厳しい環境が続いています。特に都市銀行と取引している場合においては金融機関との接触頻度が低下しています。これは小規模企業におけるメインバンクとの取引満足度が高まらず、メインバンク変更の頻度が高いことが要因になっているのではないかと考えられます。本セミナーでは、企業体質の強化方法と銀行交渉のポイントについて解説します。詳しくはHPにて

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-14140.html

人・もの・カネ

『中小企業のためのメンタルセミナー』

現在メンタルヘルス(=精神保健)の問題は、中小企業においてもクローズアップされてきています。メンタルヘルスの問題が発生すると、当事者の社員ばかりでなく、所属する企業も様々な面で大きなダメージを受けてしまいます。本セミナーでは、メンタルヘルス問題の予防対策に焦点を当て、かつ今から実行しやすい対策を中心に解説します。詳しくはHPにて

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-14376.html

ニュースな日々

18年度税金犯罪数

国税庁はこのほど、平成18年度の直接税・間接税の犯則事件について公表しました。直接税の国税犯則事件にかかわる一審判決数・有罪件数は、前年度に比べ1件増え160件。3年連続増加となりました。さらに懲役刑を受けたものは申告所得税44件、法人税94件、その他10件の合計148人となりました。

間接税の国税犯則事件にかかわる通告処分件数は、15年度以降増加し、昨年度より9件増え29件になりました。

おすすめの一冊

「リッツ・カールトンが大切にしている サービスを超える瞬間」かんき出版

この本は世界的に知られるホテルブランド「ザ・リッツ・カールトン・ホテル」の日本支社長、高野登氏の著作になります。平成16年、日経ビジネスの「企業トップが選ぶベスト・ホテル」第1位に選ばれた「ザ・リッツ・カールトン大阪」その開業準備にも参画した著者が心暖まる人との接し方、ホスピタリティの原点を解説しています。

タワーの灯

今、京都・宇治の平等院では、浄土院羅漢堂の内部が初めて一般公開されています。江戸時代初期の建立以来、367年一般公開されたことがなかったそうです。公開は今年の12月16日まで。是非行ってみたいところです。

三尾会計事務所
東京都港区芝5-27-5山田ビル5F
TEL: 03-6436-0201
FAX: 03-6436-0202
Info@mionet.co.jp
<http://www.miocci.com>